

周作人による婚礼問題の分析とその提言

—六禮における「納徴」を中心に—

張 蕊

要 旨

本論では(1)中国の歴史における「納徴」問題の発生と深刻化の過程、(2)周作人による認識と、その弊害を打開するための提言について分析を試みた。(1)では、納徴時の聘財が婚約成立を示す物証として大きな意義を持つこと、聘財が価値財であったことから両家の間での争奪が深刻化し、明清代には経済的困難から婚姻不能の男女が続出し社会問題化していた。一方(2)では『天義報』に掲載された周作人の献策「防淫奇策」から、姦淫の根本的原因が古来中国の婚姻のあり方に問題があること、男女の婚姻における愛情の重要性を明らかにし、その提言が中国婚姻法にどのような反映を見せていたのかを分析した。

【キーワード：周作人 / 売買婚 / 婚礼 / 婚姻観 / 聘財】

問題の所在

中国近代の翻訳家・著述家であった周作人は、多様な言論活動を行った人物としても有名である。中でも女性解放に関する言論活動は生涯にわたって行われており、彼は常に新しい女性のあり方・新しい結婚のあり方を模索・提唱し続け、後に中国婚姻の概念を変える活躍をしている。そこで本研究では、中国の伝統的な婚姻習慣であった^{ばいばいこん}売買婚（高額な聘財を贈与することで嫁を引取る婚姻方式）を撲滅させた周作人の言論活動の中から、婚礼における^{のうちよう}「納徴」に注目し、なぜ納徴が問題化したのか。そして周作人はどのようにその問題を打開するに至ったのかを検討したい。

一、周作人以前の婚礼とその問題化

(1) 中国婚礼における納徴の由来

婚礼は「婚儀」とも呼ばれ、結婚に際して執り行う一連の儀式を意味し、中国古代で重要な行事の式次第を記した『儀禮』^{ぎらい しこん}「士昏禮」によると、婚儀として重要な礼法は六つあり、それを「六^{りく}禮」という。本論で検討するのは、これら「六禮」の中でも「納徴」という儀礼に関する問題である。納徴は婚姻の中でも重要な儀礼に該当する。それはなぜかという、納徴は男女両家間の合意で婚姻の約束を成立させる婚約儀礼であるからである。現在の婚約は基本的に形式が決まっておらず、口約束でも成立するが、納徴では必ず男家から女家へ証拠品を贈与しなければならな

い。そして『儀禮』には幣帛の数量的規定が明記されていなかったため、この納徴時における聘財の金額が、両家が婚約を合意するか否かの判断に直結することとなった。そのため聘財は高額化する傾向が中国歴代で継続し、周作人の時代に至っても大きな社会問題として残っていたのである。

(2) 聘財高額化の淵源

本論で扱う聘財高額化の問題は、魏晉南北朝時代にまで遡るが、ここでは『二十二史劄記^{きつぎ}』を紹介したい。本書は後世の言及ではあるものの、魏晉南北朝の婚姻を清朝考証学者である趙翼^{ちやうよく}が細かく分析しているからである。そして同書卷15「財婚」には、

魏や齊の時代には婚嫁時に多額の財幣を互いに尊んだ。それは恐らく高門と卑族との婚姻にあたり、多額の財賄の贈与で利益をあげたことから始まり、それが慣わしとなったのであろう。凡そ婚嫁の際に財幣を関心事として、聘財額の多少を争い、このような事態にも平然として疑問を感じる人がいない。

とあり、利益獲得の手段として注目された高額な聘財であるが、それ以後も根絶することはなかったのである。

(3) 「娉財無多少之限」という抜け穴

唐代以後には、しばしば聘財の金銭的規制を試みる詔勅や高額聘財の禁令が申厳されている。しかしそれらの勅令は実質的にはほとんど効力を持たなかった。それは、納徴は金銭の多寡を問うべき性格のものではないため、聘財の金額は法的に規制できないという事情があった。例えば、唐代の刑事法(律)に解説を付した法制書である『唐律疏議^{とうりつそぎ}』卷13「戸婚律」には、婚約成立認定に関する条文とその解説文(疏文)が残されており、娉財(聘財)を受ければ婚姻は成立し、この解釈は宋代の裁判判例集を見ても踏襲されている。

このように聘財額の多寡が法的瑕疵にならないという事実は、常軌を逸した高額であっても、それが両家間の協議で認められれば何ら問題はなく、経済的事情の許す限り、天井知らずの金額を聘財として要求することが可能となったのである。

そして宋代以後になると事態は次第に深刻化を見せ始める。例えば『司馬氏書儀』卷3「婚儀」では、当時(北宋代)の士大階層の婚礼¹事情を取り上げ、次のように記している。「今世俗之貪鄙者、將聘婦先資裝之厚薄、將嫁女先問聘財之多少、至於立契約雲、某物若幹、以求售女者。是乃薇杓奴賣婢之法、豈得謂之士大夫婚姻哉」。ここでは、最近の貪鄙な輩は婦人を娶ろうとすれば、まず「(花嫁の)持参金はいくらか」と尋ねる。また娘を嫁にやろうとすれば、まず(男家は)「聘財はいくらか」と尋ねる。聘財や持参金の品目や数量を明記して、その女を売与するという契約書を作成する者さえいる。これはまさに奴婢の売買と同じやり方であり、これがどうして士大夫

の婚姻と言えるであろうかと宋代の士大夫層の婚姻でさえも、人身売買に近い有様にあると記されているのである。

(4) 聘財の高額化

このようにして士大夫を中心に発生した売買婚的な風習は、その後、都市部を中心として庶民層でも浸透し始めている。例えば南宋代では「男女婚嫁、必擇富民、以利其之多（男女の婚嫁は必ず金持ちを選び、多額の利益を得た）」(葉紹翁『四朝聞見録』丁集)とあるように、聘財による金銭の争奪を見込んで、庶民間での婚姻でも、より財力に富む家との通婚を求める傾向が現れ始めている。この傾向については勝山(1998)²が詳述しているので、その内容の一部を要約して以下に引用する。

明代になると結婚当事者の相性よりも、聘財を優先する余り、結婚後に家庭内で不和が生じる事態に発展した。これについて謝肇淛の『五雜俎』卷13「事部一」では、「嫁は傲慢であり男女関係に淫らで、自分勝手な振る舞いをして……家庭を崩壊させ、身を減ぼしている」と家庭内不和が記されているのである。このような一般庶民を巻き込んだ高額聘財の奪い合いは、男女の円滑な婚姻の障害となって立ちはだかり、為政者にとっても看過できない問題として表面化した。そのため高額な聘財を規制する法整備が元代から試みられている³。また清代でも『清史稿』卷90「禮八（嘉禮二）」には「官民皆不得用財禮（官民ともに財禮を禁ず）」⁴とあり、これも官民に広まる財貨に偏重した婚姻を禁止している。

このような「婚姻の高額化」の弊害は、聘財という金銭的な利益を両家が求めるために発生する。それは取りも直さず経済的支弁不能による不婚男女の発生を意味したのである。

このような状況の中で、結婚成立要件で当時最も困難なものは、聘財の準備となったのである。例えば明代の王禕『王文忠公集』「善俗要義篇」には「近年結婚をする家では、富貴や権勢を貪慕するあまり、本来の意図とはかけ離れた事態となっている。そのため、結婚後に聘財を巡るトラブルが発生し、訴訟にまで及ぶ事態に発展し、それがために男性は大人になっても結婚せず、女性も成長しても嫁がない」とあるのだ。

(5) 女性の所有物化

① 貞節観の高まり

女性に対する貞操観念であるが、元代から明代にかけて貞節観の高まりを見せている。宋代でも節を守ることは婦人の義務としていたが、明代になるとその貞操観念は強まり、男子に触れることも許されなくなった。それは各王朝の歴史書（正史）からも裏付けることができる。例えば歴代の正史にある烈女節婦数は、宋代39人、元代187人、明代294人、そして清代は613人にのぼる⁵。またそれを裏付けるように明清代には構成に強い影響力を残した女訓書が多く刊行されている。

ではなぜ明清代には、このような貞節観が女性に強要されたのかというと、それが、前述した

聘財の高額化に伴う不婚男性の増加に伴う非合法的結婚、すなわち姦通罪を犯す者が多かったからである。

②姦通に対する警戒感

明清代の姦通については、中国文学研究者の小川陽一による雄編「姦通はなぜ罪悪か」⁶があるので、ここではそれを紹介したい。

小川によると明代以後の姦通に対する警戒感の現れは、(未婚)女性の純潔性が婚姻時の聘財の金額に深く関わっているからという。そして「親にとって娘は何十両、何百両の聘金をもたらす貴重な財産である。その金が娘の兄弟に妻を迎えるときの金にもなれば、親の老後の生活の保証にもなる。それなのに、その聘金を支払わずに娘と愛を通じれば、その娘は傷ものとして聘金・身価が低くなる」⁷と述べている。そして姦通を道徳上で悪として非難し、法律で犯罪として厳罰を設けたことは、聘金や身価との関係で生ずる権利を保障する役割を果たしていたという。

つまり聘財婚という建前でありながらも、実質的には売買婚の傾向を示していた当時の婚姻において、姦通とは聘金・身価を支払わないで男女が結びつくことであり、これを防止するため不倫不義として道徳的に否定し、犯罪行為として律で処罰するようになったと述べている。このように小川は、明清代の姦通問題の深刻化は、高額聘財による婚姻困難と、女性の所有権問題という二つに原因があると述べた上で、当時の女性を「女は常に人に所有される『両脚貨——二本足の品物』であった」⁸と述べているのである。

以上が周作人以前の婚礼とその問題の所在である。このように長い年月を経て中国婚姻に浸透した売買婚の傾向であるが、この習慣の背後には、女性の商品的価値が減殺することを防止するために、外に対しては婚外交渉の厳罰化が行われ、内に対しては女性の貞操観念の徹底が図られた。その結果がもたらしたのが、女性は産まれてからは父の所有物となり、嫁入りしたら夫の所有物となるという、男性による「女性の所有物化」であった。

このような女性の現状に対して異議を唱えた人物が周作人である。彼の女性解放に関する言論は多岐にわたるが、ここでは結婚のあり方に限定して、彼の活動を検討したい。

二、周作人の改革案

(1) 周作人による女性解放運動

周作人は、浙江省紹興出身の中国近代を代表する散文作家・評論家である。彼は1906年に日本へ留学し、立教大学で西洋文学を学んでいる。留学中に日本人女性と結婚した彼は、辛亥革命直後の中国へ帰国すると、北京大学で教鞭を執ることとなる。その後、文学革命運動では「人的文学」など人道主義を標榜する。

また彼は翻訳家でもあり、日・英・ギリシア語に精通し古今の海外文学を精力的に紹介している。彼の女性解放運動は、彼自身の人道主義的見解の一つであるとともに、彼の留学体験も大きく貢献した。それは外国語を学び洋書を自在に読めるようになると、遙か遠い外国であった欧州

で、女性を性差別から解放しようという運動が展開していることを初めて知ったことにある。そこで彼は膨大な文献を読みあさる中で、諸外国の先進的思想を吸収し、それまで漠然としていた彼の願望は、具体的な解放運動の方策を生み出すに至る。そして帰国後に本格的な中国の女性解放運動を推進したのである。

本論で注目する周作人の婚礼に関する言説については、先行研究は存在しない。なお韓玲姫⁹は、周作人が発表した論説「防淫奇策」とその後翻訳した「貞操論」の比較から、周作人の女性思想における与謝野晶子の思想の受容について検証しており、韓氏の研究が本論とも関連する内容が含まれているが、韓氏の論考は「防淫奇策」を旧道徳の批判と言及するに過ぎず、周作人の「防淫奇策」が、当時の婚姻状況を踏まえた内容であった点を、些か蔑ろにしている。このような先行研究の不備を補うため、以下では周作人の「防淫奇策」を中心に彼の婚礼改革案を考えてみたい。

周作人の女性に関する言論活動は約半世紀近い期間にわたって続けられているが、女性に関する内容も、彼の活動の最初期——学生時代から始められている。周作人の女性に関する雑誌投稿は1904年5月からである。彼は江南水師学堂の学生であり専門は機械工学であったが、この頃、彼は英語を学んでいたほか、兄の周樹人（魯迅）が国費留学生として既に日本へ留学し弘文学院から仙台医学専門学校へ進学した時期とも重なる。この時期の周作人の投稿は、主に『女子世界』に掲載されている。この時期の周作人の投稿は、『女子世界』に掲載された女子教育の論説内容に沿う形のもが多く、「周作人独自の確固たる主義と思想がすでに樹立されていたというよりは、まだ時代の主潮に寄り添う部分が多かった」¹⁰のものであり、確固とした独自の思想を抱く以前の段階に過ぎない。ただ、『女子世界』に掲載される記事に、若き日の彼はこの時点で共感を示し、女性に啓蒙を促そうとしていた点は無下には看過できない。

（2）20世紀の女性のあり方を問う——「論不宜以花字爲女子之代名詞」

例えば1904年5月に刊行された『女子世界』第5期には周作人による投稿として「論不宜以花字爲女子之代名詞（花を女子の代名詞としてはならない点を論じる）」がある。これはタイトルが示す通り、女子を花にたとえるべきではないという彼の論説である。長文であるので一部を引用すると、それには、

四千年來、我が女性は世間から姿を消していた。化粧品の世界と形のない牢獄に閉じこめられていた。……まさに、女性は生まれながらにして色気だけが取り柄であり、男子のもてあそびものとして供され、生殖の道具となっているような存在である。そして女性も自分自身を男性の愛玩物と思い、化粧と騒ぎの世界で日々を過ごし、有用な時間を無駄に使って、男性の歓心を得るために考えられないような悪い局面を作り出している。……しかし、これは十九世紀の女性のことであり、二十世紀の女性のことでないのだ。……よって二十世紀の女性は、美しさよりも豪俠であるべきであり、気弱ではなくもっと豪氣を抱くべきなのだ。

とある。彼はここで、これまで女性が置かれた状況を紹介している。そこでは「四千年來、我女子不出現於世界也久矣。委身於脂粉生涯、閉置於無形牢獄。(四千年來、我が女性は世間から姿を消していた。化粧品の世界と形のない牢獄に閉じこめられていた。)」など外出の自由を奪われた姿や、「供男子之玩弄、爲生殖器具也者。(男子のもてあそびものとして供され、生殖の道具となっている。)」などと、男性の所有物として、そして家系永続の道具としての女性の立場を述べているのである。これは前述したところの、中国社会における婚姻のあり方の弊害——男性による「女性の所有物化」を、学生時代の周作人は的確に把握していたことを裏付けていると同時に、女性は男性の所有物から脱すべきであるという願望が、この時点で彼の心理に潜んでいたことを示しているのである。

その後、彼は海外留学試験を受験し1906年には日本での留學生活を始めるが、日本へ渡航した後にも彼は雑誌『天義報』への投稿を続けている。

(3) 「婦女選舉權問題」——女性選舉權以外に重要なもの

『天義報』は、1907年6月に東京で創刊した女性解放運動を標榜した雑誌¹¹であり、来日した周作人の主要な投稿先となった。彼が投稿した記事は本誌に13篇掲載されているが、その中で、本論に関係する二つの投稿がある。その一つが『天義報』4号に掲載された「婦女選舉權問題¹²」である。この記事で周作人は、イギリスの雑誌にある「女性に選舉權を与えるべきかどうか」という記事を紹介している。そこで彼は二人の夫人による「女性に選舉權を与えるべきである」という論説を紹介した後に、彼は（女性選舉權以外にも）重要な点は別にもあるのではないかと持論を述べ出している。そして「則以男子意見、乃欲佔有婦女、如其家奴與爲歡娛之物（それは男性が女性を家内奴隷やもてあそびものとして囲い込もうとする考えである）」として、イギリスにはない中国女性の置かれた問題として、男性の所有物化した女性の問題があると言及しており、彼の論旨は留學前の「論不宜以花字爲女子之代名詞」から一貫していることが判る。

(4) 周作人による創案——「防淫奇策」

その後、周作人と『天義報』編集部との間で女性選舉權に関する討論が誌上で行われた後に、中国における女性解放問題は、女性選舉權以外にも重要な点があるとした彼の持論を『天義報』11-12合併号で開陳している。それが「防淫奇策」である。彼は本論説の中で、中国社会における姦淫発生の原因を分析しており、彼の着眼点や、問題の分析過程、そして改善に向けた提言が事細かに書かれている。そのためここでは彼の論説を検討するため、「防淫奇策」のほぼ全文を引用したい。

私はかつて中国の古い小説や村芝居を見たことがあるが、どれも姦淫や窃盜、殺人の話ばかりだった。(中略) ⑦『禮記・禮運篇』には「飲食男女は人の大欲存す（飲食をすることと男女の恋愛には、人間の心の最も重要な手掛かりとなる欲が存在している）」とある。(『孟

子』にある) 告子も、「食欲と色欲とは、生まれながらにもつ人間の本性である」と云っている。これはすなわち、食と性は人間の本性を示しているのである。①誰も食と性の欲求を充足すれば、姦淫や窃盗の悪はなくなる。しかし、食と性が制限されて充足されないから、姦淫や窃盗の悪が発生する。そして姦淫や窃盗の動機が生まれ、自制が効かなくなると、勢いの余り過ちを犯してしまうのだ。②世間の殺人事件は女性を独占する少数の男性との争いから発生しており、みな姦淫や窃盗によって殺されている。(中略)③また、姦淫と窃盗が悪名になったのは、人々が自分の女性と財産を私有化しているからである。女性を自分の所有物であるからこそ、他人が姦淫することを禁じ、姦淫することを罪とし、財産が自分の所有物であるからこそ、他人がそれを盗むことを禁じ、盗むことを罪とするのだ。(中略)また④長い間閉じ込められていた女性が、どうして自分の欲望的なわがままから逃れられるであろうか? また、貞節を重んじる女性は、若くても再婚を禁じられている。この試練を乗り越えた女性が、どうしてこうもすぐに貞操観念がないと糾弾されるのであろうか? ⑤しかも、結婚の権利は自分にはないのに、それを強制されたところで、どうして男性と仲睦まじくできるであろうか。あるいは、男女が愛し合って、二人が結婚生活を始めたのであれば、女が不倫するのも、男が不倫するのも当然のことなのである。⑥欧米各国においては、男女の結婚と離婚は自由だが、ただ名ばかりで、実は男女の婚姻には、宗教、法律および偽道徳の制裁を受けるものが全部でどれほどあるか分からない。恋人同士であっても、家柄や財産の違いから、すぐには結婚できないのが実情である。従って、⑦現在の婚姻はどれも感情による婚姻ではない。自由恋愛によるものでない以上、男女の愛情を成し遂げることができず、淫悪の念が生じてしまうのが物事の道理である。尚、これは私有財産の制度のもとで、餓えと寒さに迫られる人民が盗みをなすことを禁ずることと同様であり、日々警戒し抑制して淫蕩の根源を禁圧したとしても、これに何の益があるというのだろうか、いや益は見込めないのだ。

以上が「防淫奇策」の主要部分であるが、一見して判るとおり、周作人としては極めて珍しい立論方法を採用している。それは何かというと、「防淫奇策」では自らの主張の妥当性を示すための論説を掲げていないという点である。

彼は論述の中で「自らの思想に見合った文章を引用したり翻訳したりして自分の言説を代辯」¹³させる論証方法を好んで用いる。これは自説の妥当性を担保するために、第三者の論説を引用することで、自らの意見が適切であることを客観的に裏付けようという周作人の意図である。この手法を彼は余程気に入ったと見えて、学生時代から晩年まで終生用い続けた彼の定番と言える論証方法なのである。ところが本論では、彼の支持する他者の論説が例示されていない。これは引用すべき論説を見出すことができなかつたから、という可能性も考えられる。だが、それにもかかわらず本論を敢えて発表に踏み切ったのは、周作人自身が、拠るべき論説なしでも江湖に問わなければならないと判断したからであろう。

また、「防淫奇策」という題目にも、本論に対する彼の並々ならぬ意欲をうかがう事ができるのである。彼の論説で付けられる題目は、概ね穏健な表現が多い。しかしここでは「奇策（意表を突いた素晴らしい策）」と、周作人らしからぬ刺激的な表現を用いている。この表現にも、彼の本論に対する意気込みが滲み出ているように思われるのである。

やや長めの論説であるので、その理解に資するべく、「防淫奇策」における論旨を説明してみたい。彼が本論で述べる骨子は、おおよそこのような内容に類別することができるであろう。

- ㊦ 食と性は人間の根本的欲求であり、古典籍でもそれが肯定されていた
- ㊧ 欲求が充足されれば淫盗は発生しないが、制限されているから発生する
- ㊨ 一部の男性が女性を独占し私有化したことが、淫盗の原因であり犯罪を助長する
- ㊩ 有力者は妻妾を蓄えると淫盗防止のため彼女らに貞操観の重要性を強調した
- ㊪ そのため女性は厳重管理され、逃れることができなかった
- ㊫ 強制された結婚では、家庭の和睦はのぞめない
- ㊬ 欧米各国の結婚と離婚は自由であるが、名目に過ぎず恋愛結婚はない
- ㊭ 自由恋愛こそが淫悪を除く最善の道理である

以上の通り、㊦の前提から始まり㊭の結論へと論を導いている。周作人は冒頭の箇所㊦で、論を展開する前提条件となる「食と性は根本的欲求であり、それは是認すべきことである」という論旨を補強するために、中国の古典を複数引用しているが、それ以後はほぼ独力で論の組み立てを試みている。この㊧から㊭に至る内容には『天義報』で掲載された他者の寄稿に刺激を受けた点も見受けられるが、周作人の持論も色濃く反映されている。そして彼は「防淫」というキーワードを巧みに駆使して、「どうして我々は女性を解放しなければならないのか」という道理を効果的に立証している。学生時代から続けていた周作人による投稿の中では、一線を画する高いレベルの論説であり、彼の女性解放運動の歴史を語る上でも刮目に値する内容となっているのである。

①動かぬ証拠を発見

冒頭で彼は『^{らいき}禮記・^{れいうん}禮運篇』を典拠にしている。「禮運篇」は制度や慣例の改変が行われた経緯とその論拠を述べた箇所である。そして周作人が注目したのは、本篇の聖人による人の治め方に関する文言である。そこでは、人々の持つ心情と情意を尊重することの重要性を述べている。

その内容を敷衍する。人の心情には喜怒哀懼愛惡欲の7種類があり、これらは人びとの生まれつきの能力である。そして人の道義には、父の慈、子の孝、兄の良、弟の弟、夫の義、妻の聽（従）、長の恵、幼の順、君の仁、臣の忠という10種類の義があり、互いに信頼し親睦を深くすることが、万人の利益になるという。それゆえ聖人は、これらの心情と道義が実践され、人びとの間に信頼と親睦が深められ、争奪が行なわれないように人びとを教導すべきであると説いている。そして周作人が注目した箇所が、下掲の波線部(1)である。

(2)それゆえ聖人は、七情が適度に表出され、十義がただしく実践され、人びとの間に信頼と親睦が深められ、譲り合いが尊ばれ、争奪が行われないように人びとを教え導くのであるが、そのためには、礼という物を用いないでは、治めることができまい。(1)飲食の欲、男女の欲、この二つは人間の重大な欲望であり、死亡と貧苦とは人の最も厭うところであり、そして欲望と厭悪とは人の情意の基本である。人はみなその心情を隠していることが多くて、それを探り当てるのはむつかしく、人の行為の善悪はすべてその心情に起こるわけだが、すぐには外に表われないのであるから、何か一つの方法によって人びとの心情を見抜こうと思うならば、礼という物をおいて、何を用いようか。¹⁴

ここでは、飲食と男女の交わりは人々の重大な欲求——つまり人々の生命維持に不可欠な欲求であり、人の心情の基本である。人の行為の善悪はすべてその心情から発生すると述べている。そしてこれら人の心情は、通常は隠されており目に見えないが、必ず礼儀礼節の中に表われてくる。だから聖人は人々の礼を見て導くことが重要であるという主旨である。

周作人はこの箇所注目すると、まず食欲と性欲は人間の本性であると指摘し、人間の本性は制限されると「淫・盗」の悪が生じる¹⁵と述べている。この内容も周作人が引用した箇所の直前にある下線部(2)「故聖人之所以治人七情、脩十義、講信脩睦、尚辭讓、去争奪」に記されている。人間の情を出させ道義を実践すれば人々は信頼し睦まじくなり、争奪を取り去るのだというこの箇所は、「七情」を自由に表すことが争いを防ぐという意味であり、「飲食男女」の発出が争奪を取り去るとは明記していない。ただ『禮記』に見られる本節の文脈では、「七情」も「飲食男女」も人が先天的に抱いているものであると明記されているため、『禮記』の記述内容を鑑みれば、人々の「七情」も「飲食男女」も聖人が抑制するのではなく、それを尊重すべきであるという意味と彼は考えたのだろう。

それが、本性を全うすることで、「淫・盗」は自然と消えるという、周作人の発想の根源はこの『禮記』にあったと考えて間違いはない。

次に彼が引用した箇所であるが、周作人は「告子亦曰」とあるが、これは『孟子』「告子章句上」である。これには、孟子と同時期の人物である告子の発言にあたる。告子は戦国時代の思想家であり、人の性をめぐる孟子との論争で知られている。そこでは、

「告子曰、食色、性也。仁、内也、非外也。義、外也、非内也。(告子曰く、食色は性なり。仁は内なり、外に非ざるなり。義は外なり、内に非ざるなりと。)」

(告子が言うに、「食欲と女色を悦び好むことは、人の本性である。これら好愛するという心持がもとになっている人徳は、やはり人の内部に自然に発生するものであって、外からおしつけられたものではない。それに対して、外部の事情によりその宜しきを判断して、正しく行なっていくという義の徳は、外部からきめられたものであって、内から自然に発生するものではない」と。)¹⁶

とあり、告子がいわゆる「仁内義外説（仁は心の内にあるが義は心の外にある）」を説く際に、説明した心の内にあるものの例えとして「食色」が登場する。ここで告子が主張したいのは、食色と異なり、義は心の外にある点である。孟子は仁義ともに心の内にあると考えているので、孟子自身も食色は仁と同じく心の内にあると認識しており、両者の論争でも食色は心の内にある点で意見は一致している。そのため周作人が『孟子』を紹介したのは、心の内にあるものの代表として食色が言及されているという証拠として例示したものに過ぎず、『禮記』と比べてその内容の重要性はさほど高いものと、本人も考えていたに違いない。

②「防淫奇策」(1907) と小川陽一 (1973) との論理的共通性

周作人は『禮記』の記述から、人間の根本的欲求である食と性は、充足させる必要があることを見出した。その点から彼はそれにもかかわらず、なぜ中国では大きく制限されていたのか、という点に疑問を抱いたに違いない。これまでの中国では、長い歴史の中で淫も盗も根絶されることはなかった。となると彼は、欲求が充足されないから淫盗が発生していること。そして淫盗が跡を絶たない原因は、社会的地位の高い男性が女性（や資産）を独占してしまい、彼女たちを囚人のように家に閉じ込める結果を生み出したことに気が付く。そして女性は離婚の自由さえも奪われた上に、厳しい貞操道徳を強要されるという社会構造が生み出されたのではないか、という推論に達している。

これらの周作人の推論は、既に紹介した小川陽一の論説と、その指摘内容が極めて類似している点に我々は驚かされるのである。明代の貞操観の高揚と姦通に対する強い警戒感の背後には、女性の純潔性が婚姻時の聘財の多寡に深く関わっている。このように述べる小川の論文は、中国古典小説研究の中でも特筆すべき卓見であり、その後の白話小説を活用した歴史学的考察という今までにない学際的研究を創設した独創的研究である。

周作人の内容が人間の欲求について重点がある一方、小川の論説では明清律などの刑法に力点が置かれたという点、そして周作人が自身の見聞した経験から推論している一方、小川は明代白話小説の事例から析出している点など、視点と考察の際に用いたアプローチ方法など、幾つかの差異は認められることは確かである。ただ、周作人と小川の論説をそれぞれ並べてみると、

周作人：「以女子爲一己所私有、故禁他人之淫、而以犯淫者爲罪惡；以財産爲己所私有、故禁他人之盜、而以盜物者爲罪惡。（女性を自分の所有物であるからこそ、他人が姦淫することを禁じ、姦淫することを罪とし、財産が自分の所有物であるからこそ、他人がそれを盗むことを禁じ、それを罪とするのだ。）」

小川陽一：「親にとって娘は何十両、何百両の聘金をもたらす貴重な財産である。……それなのに、その聘金を支払わずに娘と愛を通じれば、処女性が極度に重視された明代では、その娘は傷ものとして聘金・身価が低くなるし、かけおちをされたら一文にもならない。このような婚姻制度の中に身をおくかぎり、親にとって、それは重大な損失をもたらす行為とい

わざるを得ない。……だから、夫のこの権利の保護も当然必要となる。」¹⁷

とあるとおり、両者は異口同音の内容に到達している。紙数の関係から例示は割愛するが、周作人と小川の論説では、前述した論点㊦：一部の男性が女性を独占し私有化したことが、淫盗の原因であり犯罪を助長する点、論点㊧：有力者は妻妾を蓄えようと淫盗防止のため彼女らに貞操観の重要性を強調した点、そして両者が導き出した結論についても、周作人が「女子爲一己所私有（女性を自分の所有物とする）」である一方、小川も「女は常に人に所有される両脚貨であった」¹⁸とあるように論点㊨：そのため女性は厳重管理され、逃れることができなかったという点でも一致しているのである。

このように観点も論拠も異なるにもかかわらず、結論が同一であった。これは決して看過できない。なお周作人の「防淫奇策」が『天義報』で発表されたのは1907年11月であるのに対し、小川陽一の発表は1973年6月である（小川の論文発表時には周作人は既に他界している）。つまり小川陽一の研究発表より66年も前に、まだ日本に来て間もない一介の青年留学生が、この社会構造の問題をかくも分析し、同じ結論を導き出していた点は刮目に値するのである。また、周作人は「防淫奇策」の中では、更に一步論を進めて、男女の（恋愛）感情を尊重する結婚が「防淫」を実現するための必須条件であるとし、「是則今日之婚姻、均非感情上之婚姻也。既非出於自由戀愛、則男女之大欲不克遂、淫惡之生、乃事理所必然。是猶處私有財産制度之下、人民迫於飢寒、而欲禁其不爲盜也、雖日加防制、並禁遏誨淫誨盜之書、夫何益之有哉（自由恋愛によるものでない以上、男女の愛情を成し遂げることができず、淫悪の念が生じてしまうのが物事の道理である。尚、これは私有財産の制度のもとで、餓えと寒さに迫られる人民が盗みをなすことを禁ずることと同様であり、日々警戒し抑制して淫蕩の根源を禁圧したとしても、これに何の益があるというのだろうか、いや益は見込めないのだ）」と述べ、今日までの婚姻は自由恋愛によるものではないため、男女の基本的な欲望が遂げられる筈はなく、そこに淫悪が生まれるのだと指摘し、中国の伝統的な婚姻習慣に潜在する根本的な問題点を洗い出すとともに、自由恋愛こそが淫悪を除く最善の道理であるとして論を結んでいるのである。

（5）中国婚姻法制定時期の言論活動

「防淫奇策」の発表後に帰国した周作人は、その後も活発な女性解放運動に取り組む。例えば(1)与謝野晶子「貞操は道德以上に尊貴である」の翻訳、(2)カーペンター(Edward Carpenter)の "*Love's Coming-of-Age* "を検討した論説「愛的成年」、(3)ウィリアム・ブレイク(William Blake)の「霊肉一致」に言及した論説「人的文学」¹⁹、そして(4)マリー・ストープス(Marie Carmichael Stopes)の "*Married Love* "に論及した「結婚的愛」を発表している。これらによって彼の女性解放に向けた思想は、様々な外来の思想や知見を取り込むこととなる。そして彼の思想がより強固なものへと深化しているが、その点は別稿²⁰で検討しているので、ここでは割愛したい。その上で本論では別稿で言及できなかった疑問点——つまり、周作人の女性解放（特に婚

姻問題)は、その後どうなったのかという疑問について、現時点での筆者の回答を提示することで、論を結ぶこととしたい。

「防淫奇策」で本格的に萌芽した周作人の婚姻に関する論説、それは「防淫奇策」発表から40年以上経過した1950年前後でも継続されている。この時期の周作人は日刊紙『亦報』への寄稿が中心であったが、その中から1951年11月8日に周作人が寄稿した「財禮」の一部を紹介したい。そこには、

売買婚姻は、婚姻法上には許可されていないが、以前は一般でも盛んに行われていた。婚約に「財禮」は必要であり、その一部は女性の家が嫁入り道具の準備に使われるが、一部は女性の家の収入となる。田舎では、その金額は新婦の年齢に従って計算されており、新婦を育ててきた費用の回収のようなものである。この事情は、貧窮者の結婚の難しさである一方、女性にとって強い束縛でもあった。(1)以前の清代では、山里に新婦の家が財禮を戻すことができず、結婚にかかった費用を回収するために新郎の家が気に入らない新婦を他人に転売するという事件がよく起こっていた。このような極端な事はもう二度と起こらないが、その習慣が少しでも残っていれば悪影響が生じるので、その問題を軽く見てはいけない。(2)解決方法は難しくない。農村の幹部たちと婦女連盟は、力を持って男女青年たちの自由結婚を励ましてくれれば、老人たちからの関与の力がなくなり、生まれ変わった農家も財禮の資金を気にしなくなるだろう。

とある。我々がここで留意したいのは、下線部(1)と(2)に違いない。

下線部(1)で「前清時」と記されているように、彼は清代の婚姻をまず例示している。この「前清時」は、まさに周作人の生まれた時代であり、かつ彼が『女子世界』に投稿を始めた時期でもある。この時期に売買婚の風潮は社会一般でも見られたとあるが、ここで周作人は「這種習俗極端的例不會再有了(このような極端な事はもう二度と起こらない)」と確言している。そして続く下線部(2)には「補救的方法卻也不難……可以不計較這點財物了(解決方法は難しくない……財禮の資金を気にしなくなるだろう)」とあるように、周作人の見解は思いのほか楽観的である。彼の学生時代に記した深刻な論調は、ここでは姿を消している。彼の論調の変化は何に起因しているのだろうか。それはこの論説を発表した前年に公布された中国婚姻法の存在にあるのかも知れない。

中国婚姻法は、1950年5月1日に公布施行され、土地改革法、労働組合法とともに建国期の「三大立法」と言われた。三大立法はいずれも中国社会の民主主義革命を目的としていたが、婚姻法は儒教道徳に基づく家父長制的家族制度の廃止に重点が置かれている。

この婚姻法であるが、例えば第一章第三条「禁止包辦、買賣婚姻和其他干涉婚姻自由的行為。禁止借婚姻索取財物(売買婚など、結婚の自由を妨害する行為を禁止する。婚姻による財物の要求を禁止する)」は、周作人や小川陽一が指摘した聘財の高額化や、「防淫奇策」で提起された論

点④（女性は嚴重管理され、望まぬ婚姻を強要される問題）の反映とも思われる。

また第二章第五条「結婚必須男女雙方完全自願、不許任何一方對他方加以強迫或任何第三者加以干涉（結婚は必ず完全に自発的なものであり、どちらかの当事者による強制や第三者による干渉は認めない）」は、「防淫奇策」で提起された論点④や⑤（強制された結婚では、家庭の和睦はのぞめない点）、そして論点⑦で指摘された「自由恋愛こそが淫悪を除く最善の道理である」という主張が反映されている。

そして第一章第二条「實行婚姻自由、一夫一妻、男女平等的婚姻制度。保護婦女的合法權益（婚姻の自由、一夫一婦制、男女の平等に基づく婚姻制度を實行する。女性の法的権利を保護する）」や、第三章第十三条「夫妻在家庭中地位平等（家族における夫婦地位は平等である）」も、「防淫奇策」で提起された一連の問題であるとともに、周作人がその生涯を掛けて取り組んだ女性解放運動の中でも、最も重要で根本的な問題であったのだ。

これらの条文は、「防淫奇策」で掲げられた男女の婚姻に関する問題提起の幾つかが、中国婚姻法の法案作成時に検討され、婚姻法の条文に反映したのではないとも思われる。

論者自身、中国婚姻法の法案制定に至る過程の中で、彼一人だけが貢献し法案が作られた訳ではないことを承知しているが、少なくとも周作人の長年にわたる言論活動がこの実現を後押しした一つと考えられるのである。

また中国婚姻法公布以後も中国の婚姻には幾つかの問題が残されているが、少なくとも周作人の女性解放の取り組みにおける一つの到達点として、この中国婚姻法を理解することができるのではないだろうか。

おわりに

以上の通り、本論では周作人による婚姻問題の分析とその提言について、六禮の一つである「納徴」を中心に検討を試みた。内容を要約すると、以下の通りとなる。

- I 中国歴代の婚礼の一つ「納徴」には、婚約の成立を示す礼物に束帛が規定されていた。束帛は価値財という側面があり、金銭的な規定が『儀禮』に明文化されていなかったため、魏晋南北朝代～唐代には高額な聘財が発生した。
- II 当初は異身分間の通婚に伴う経済的補填として高額な聘財が活用された。しかし聘財手交がそのまま婚姻成立に直結するため、聘財の金銭的条件が縁談交渉の材料になり、聘財支弁が困難となった不婚男女が発生した。これらの社会的風潮が、女性に対しての貞操観念の強制と、姦通に対する警戒感を強め、当時の女性は常に男性の所有物として嚴重に管理されるようになった。
- III これら一連の弊害を目の当たりにした周作人は、留学時代に「防淫奇策」を発表した。本論説では、『禮記』にある食色は人間が本来的に持つ欲求であるという記述から、食と性が制限され姦淫や窃盜が発生すること。社会的地位の高い男性が女性を独占したこと。しかも女性は結婚の自由が奪われ、厳しい貞操道徳を強要されるという社会構造を生み出したと彼は分析し

た。また周作人の指摘は、半世紀後の小川陽一による論文でも追認された。

IV 「防淫奇策」以後も周作人は様々な論説文を発表し、彼の論説は強固なものへと深化した。だが「防淫奇策」で提起した課題の是正という姿勢は一貫し、1950年の中国婚姻法でも「防淫奇策」で提起された課題の幾つかが成文化されていた。

注

- 1 宋代の婚礼に関する議論は緒方賢一「宋代の婚礼説について」(『立命館言語文化研究』23(3)、2012) 参照。
- 2 勝山稔「宋時代の聘財に関する一考察」(『アジア史研究』22、1998) 参照。
- 3 『大元聖政國朝典章』卷18「婚姻」至元8年(南宋度宗咸淳7年)2月に、民間の嫁娶婚姻と聘財の金額の詳定がなされ、更に贅婿の聘財に関しても、同書卷18「婚姻」「女婿財錢定例」至元8年7月尚書省戸部の呈に嫁娶婚姻の聘財金額の1/2~2/3とする規定が詳述されている。
- 4 『清史稿(10)』(中華書局、1977)2644頁参照。
- 5 清水嘉江子「墓誌銘より見たる宋代女性像」(『立命館文學』619、2010)466頁参照。
- 6 小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」(『集刊東洋学』29、1973) 参照。
- 7 小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」(『集刊東洋学』29、1973)148頁参照。
- 8 小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」(『集刊東洋学』29、1973)147頁参照。
- 9 韓玲姫「周作人の女性思想と与謝野晶子の影響」(『国際文化表現研究』9、2013) 参照。
- 10 森雅子「或る女性の影：周作人の文学的出発」(『中國文學報』69、2005)80頁参照。
- 11 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』(研文出版、1996)79~80頁、170頁、朴雪梅『清末における在日中国人女子留学生の出版活動』(名古屋大学博士論文 博士(文学)甲第11942号、2017)104頁参照。
- 12 『天義報』4号所載『周作人散文全集(1)』(広西師範大学出版社、2009)349~351頁参照。
- 13 森雅子「或る女性の影：周作人の文学的出発」(『中國文學報』69、2005)80頁参照。
- 14 竹内照夫『新釈漢文大系 礼記(上)』(明治書院、1971)342~343頁参照。
- 15 『《禮記・禮運篇》有云、飲食男女、人之大欲存焉。告子亦曰、食色性也。是則食色二端、爲人本性；人人各遂其飲食男女之欲、則淫盜之惡息。至於食色二端加以限制、使之不能遂其性、則淫盜之惡遂生。』(『周作人散文全集(1)』(広西師範大学出版社、2009)78頁参照。
- 16 内野熊一郎『新釈漢文大系 孟子』(明治書院、1962)382頁参照。
- 17 小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」(『集刊東洋学』29、1973)148頁参照。
- 18 小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」(『集刊東洋学』29、1973)147頁参照。
- 19 詳細は小川利康「五四時代の周作人の文学観」(『日本中國學會報』42、1990) 参照。
- 20 拙稿「周作人の女性観に関する一考察」(『国際文化研究』29、2023) 参照。

(附記) 本研究は、一般財団法人冠婚葬祭振興財団社会貢献基金の助成を受けた研究成果の一部である。

(張 蕊 東北大学大学院国際文化研究科アジア・アフリカ研究講座 博士後期課程)